

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例施行規則に規定する書類の様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例施行規則（平成23年姫路市規則第21号。以下「規則」という。）に規定する書類の様式を定めるものとする。

(規則に規定する書類の様式)

第2条 規則に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 姫路市臨床研修医奨励金貸与申請書（様式第1号） 第3条関係
- (2) 推薦書（様式第2号） 第3条関係
- (3) 姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（個人宛）（様式第3号） 第5条関係
- (4) 姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（医療機関宛）（様式第4号） 第5条関係
- (5) 姫路市臨床研修医奨励金貸与契約書（様式第5号） 第6条関係
- (6) 姫路市臨床研修医奨励金請求書（様式第6号） 第7条第2項関係
- (7) 姫路市臨床研修医奨励金継続願（様式第7号） 第7条第2項関係
- (8) 姫路市臨床研修医奨励金貸与（取消・休止）通知書（様式第8号） 第8条関係
- (9) 姫路市臨床研修医奨励金貸与辞退申出書（様式第9号） 第10条関係
- (10) 姫路市臨床研修医奨励金（返還猶予・返還免除）申請書（様式第10号） 第11条関係
- (11) 姫路市臨床研修医奨励金返還猶予決定通知書（様式第11号） 第12条関係
- (12) 医師業務等従事証明書（様式第12号） 第13第1号関係
- (13) 姫路市臨床研修医奨励金返還免除決定通知書（様式第13号） 第13条第2項関係
- (14) 異動届出書（様式第14号） 第15条関係
- (15) 死亡届出書（様式第15号） 第16条関係

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 1 この要領の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による要旨については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

姫路市臨床研修医奨励金貸与申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

私は、姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例第3条に規定される要件を全て満たしますので、姫路市臨床研修医奨励金の貸与を受けたく関係書類を添えて申請します。

申請者	郵便番号			
	住所			
	氏名		年 月 日生	
	電話番号			
	e-mail			
申請区分及び貸与申請月額				円
貸与申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
臨床研修医療機関				
臨床研修の区分	(年目 専攻 科)			

下記の者は、それぞれ規則第4条各号の要件を全て満たしますので、連帯保証人として記載します。

連帯保証人	郵便番号			
	住所			
	氏名		年 月 日生	
	電話番号		続柄	
	職業		年収	万円
	郵便番号			
	住所			
	氏名		年 月 日生	
	電話番号		続柄	
	職業		年収	万円

奨励金の貸与を申請する事由

将来の目標・スケジュール等

推薦書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

臨床研修病院名 _____
所在地 _____
代表者名 _____
担当者 _____
記載者連絡先 _____

次の臨床研修医について、臨床研修を良好な成績で受講している者として認め、推薦します。

臨床研修医氏名	
臨床研修開始日	年 月 日
臨床研修修了予定日	年 月 日
推薦内容	推薦理由
	今後の育成の計画・スケジュール

姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（個人宛）

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった姫路市臨床研修医奨励金の貸与については、次のとおり決定しました。

貸与決定番号	第 号
貸与月額	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与総額	円
備 考	

姫路市臨床研修医奨励金貸与決定通知書（医療機関宛）

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で、貴職より推薦いただいた臨床研修医について、姫路市臨床研修医奨励金を貸与することに決定しましたので、次のとおり通知します。

貸与決定者氏名	
貸与決定番号	第 号
貸与月額	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与総額	円
備考	

姫路市臨床研修医奨励金貸与契約書

姫路市長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に
姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定に基づ
き、奨励金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対し奨励金として次のとおり貸与する。

- (1) 貸与月額 _____円
- (2) 貸与期間 _____年____月____日から_____年____月____日まで
- (3) 貸与総額 _____円
- (4) 交付時期 7月、8月及び12月

（履行の義務）

第2条 乙は、貸与を受けた奨励金の返還その他の義務については、姫路市臨床研修医奨励金の貸与
に関する条例（以下「条例」という。）及び規則の規定に基づき、誠実に履行するものとする。

（遅延利息）

第3条 乙は、正当な理由がなく、奨励金の返還期日までに奨励金を返還しない場合は、返還期日の
翌日から返還までの日数に応じ、その延滞した額につき法定利率により計算した額の遅延利息を支
払わなければならない。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が条例第8条の規定に該当することとなったと認めたときは、この契約を解除する
ものとする。

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき
は、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴
力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する
社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する
者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ず
る者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与し
ている者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人を
いう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
- (4) 次に掲げる行為をした者であるとき。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団
員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると
認められる行為

- 2 甲は、乙が正当な理由なく、次条第1項に規定する情報の提供を拒んだ場合は、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

(情報提供及び情報の利用)

第6条 甲は、乙が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

- 2 甲は、前項の確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。
- 3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約外の事項)

第8条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。この契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 ⑩

乙 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

※ 連帯保証人の印鑑は印鑑登録しているものを使用してください。

姫路市臨床研修医奨励金請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

住所

氏名

姫路市臨床研修医奨励金を次のとおり請求します。

貸与決定番号	第 号			
貸与月額	円			
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで			
請求額	円			
振込先	金融機関名			
	口座種別	普通	口座番号	
	フリガナ 口座名義			
備考				

<注意事項>

- 1 振込先口座は、請求者本人の名義の口座を記入すること。

姫路市臨床研修医奨励金継続願

年 月 日

(宛先) 姫路市長

臨床研修病院名 _____

所在地 _____

代表者名 _____

担当者 _____

記載者連絡先 _____

次の臨床研修医は、本院での臨床研修を良好に受講しており、姫路市臨床研修医奨励金貸与の適格者として認められるので、引き続き姫路市臨床研修医奨励金を貸与くださいますようお願いいたします。

臨床研修医氏名	
貸与決定番号	第 号
貸与月額	円
備考	

姫路市臨床研修医奨励金貸与（取消・休止）通知書

年 月 日

様

姫路市長

あなたに対する姫路市臨床研修医奨励金の貸与は、次のとおり（取消・休止）します。

貸与決定番号	第 号
取消・休止年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日から
貸与済期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与済総額	円
取消・休止理由	

<教示>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

姫路市臨床研修医奨励金貸与辞退申出書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

住所

氏名

姫路市臨床研修医奨励金の貸与を受けておりましたが、都合によりこれを辞退します。

貸与決定番号	第 号
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた金額	円
辞 退 の 理 由	

姫路市臨床研修医奨励金（返還猶予・返還免除）申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

姫路市臨床研修医奨励金の返還について、次のとおり申請します。

申 請 者 名	
住 所	
現 在 の 勤 務 先	
申 請 理 由	

<注意事項>

- 1 返還免除申請を希望する場合は、前年度に勤務した市内の医療機関に様式12号の発行を求め、添付すること。
- 2 返還猶予申請を希望する場合は、申請年度に市内又は市外の病院に在籍していることを証する書類を添付すること。

姫路市臨床研修医奨励金返還猶予決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

印

姫路市臨床研修医奨励金の返還の猶予について、次のとおり決定します。

貸与決定番号	第 号
返還猶予額	円 (月間) ※
返還猶予期間	年 月まで
備 考	

※市内医療機関で返還猶予額に記載の月数の期間を勤務すれば、返還猶予額が返還免除対象となります。

<教示>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

医師業務等従事証明書

(宛先) 姫路市長

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 事業所名 _____
 所在地 _____
 担当者名 _____
 記載者連絡先 _____

次のとおり相違ありません。

本人氏名	
本人就労先	
就労先所在地	
診療科の別	
雇用期間	期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 証明時点で在職中の場合は、開始日のみ記載
身分	上記雇用期間の身分 <input type="checkbox"/> 前期研修医 <input type="checkbox"/> 後期研修医又は医師
産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
その他休職期間等の記載	

- 1 姫路市臨床研修医奨励金の貸与を受けている方が、返還債務免除または返還猶予するために必要な証明書です。
- 2 本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

姫路市臨床研修医奨励金返還免除決定通知書

年 月 日

様

姫路市長



姫路市臨床研修医奨励金の返還債務の免除について、次のとおり決定します。

貸与決定番号	第 号
貸与期間	年 月から 年 月まで (月間)
貸与総額	円
返還すべき額	円
返還債務免除額	円
備 考	

<教示>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

異動届出書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

住所

氏名

規則第15条の規定により、次のとおり届出します。

貸与決定番号	第 号
届出をしようとする 事項の概要	
届出内容及び理由	
備考	

<注意事項>

- 1 変更のあった事項を証する書類を添付すること。
- 2 届出事項が、研修の休止、休職、産前産後休暇、育児休業等の場合は、その期間を記入すること。

死亡届出書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

連帯保証人 住所
又は相続人
氏名
連絡先

規則第16条の規定により、次のとおり届出します。

被貸与者氏名		
貸与決定番号	第	号
医師としての勤務先 (前期研修医又は 後期研修医としての 勤務を含む)	所在地	
	名称	
死亡期日	年	月 日
死亡原因		